

国立大学法人滋賀大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日（2年間）

2 内 容

【目標1】

仕事と子育てを両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度の整備を行う。

【対 策】

産前産後休暇（正規・非正規とも有給）、育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務、早出遅出勤務、在宅勤務、特別休暇などの整備を行う。

【目標2】

仕事と子育て両立のための勤務制度や休暇、休業、その他育児休業中の社会保険料免除などについて、学内ホームページ等を充実させると共に学内周知と啓発を図り、休暇、休業の取得を促進する。

【対 策】

産前産後休暇、育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務、早出遅出勤務、在宅勤務、特別休暇、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行い、出産や育児にかかる育児休業、休暇等の取得を推進する。

【目標3】

仕事と子育てを両立しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

【対 策】

職員の業務成績の向上と出産・育児・子育ての両立が可能となるよう、管理職に対して、職員のワークライフバランスの充実支援とマネジメントに関する研修を行う。